

食文化魅力発信に係るリーフレット等制作業務 委託仕様書

本仕様書は、新潟市が委託する「食文化魅力発信に係るリーフレット等制作業務」の企画提案募集にあたり、必要な事項を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、受託候補者決定後、協議の上、別途作成する。

1 業務名

食文化魅力発信に係るリーフレット等制作業務

2 目的

本市では、魅力ある食や食文化を活用し、創造的なまちづくりを進める食文化創造都市を推進している。

新潟市の風土に基づく「新潟市の食文化」に関するリーフレットデザインデータやロゴマーク、小学校向け教材データを制作し、本市の食文化の再考を通して、理解・関心向上を図る。

3 履行期間

契約日から令和7年3月26日（水）まで

4 監修者の設置

本事業においては、下記の者を監修者として設置、受託者とともに事業の推進にあたることとする。

- ・ふうどオフィス（新潟市東区中山1-16-13）

5 業務内容

下記（1）から（5）に付随する一式。

（1）原稿骨子の作成

下記（2）及び（3）の作成にあたっては、市及び市が選定した監修者と事前に協議を行い、監修者提供資料に基づいて原稿骨子を作成すること。

（2）リーフレットデータ（日本語版・英語版）の作成

① 原稿骨子を基に、デザイン、レイアウトを適宜編集すること。

② 想定する作成内容

- ・新潟市の食文化に関する以下のA・Bの2パターンを作成すること。
- ・1パターンあたりA4サイズ4ページ相当の分量で想定しているが、ページ数や構成、装丁、デザイン等を提案すること。

（A）新潟の地形や歴史からくる食の背景・特徴

新潟県の地形や歴史が生み出す食文化について県を6つのエリアに分け、見やすく工夫された地図やイラストにより視覚的に理解できるようにするとともに、それぞれの特徴を示し、米どころになるまでの背景や現在の新潟市の立ち位置について掲載する。

(B) 新潟市で受け継がれている食材

新潟市（旧蒲原地域）において、地理的・歴史的背景から現在も受け継がれている食材と郷土料理に焦点を当て、深掘りした内容を掲載する。

- ③ 上記の情報以外に、本事業の目的の達成につながる情報等があり、掲載する場合は、提案すること。
- ④ 小学校高学年以上が理解できる内容とし、魅力的かつわかりやすく伝えること。
- ⑤ 思わず手に取ってみたいくなるようなリーフレットとするため、各ページが統一性のとれた4色フルカラーとし、デザイン・レイアウト等を工夫すること。
- ⑥ イラストや写真、キャッチコピー等を多用かつ効果的に挿入し、視覚的に興味をもたせる内容とし、食文化への興味関心が高まるようなデザインとすること。
- ⑦ 活用場面としては、本市をPRするものとして、市事業や市内外・国外のイベント、大学生や専門学校生、食に関係する企業や団体への配布など幅広い場面を想定しているため、活用場面が限定されることがないようにすること。なお、パンフレットラックへの設置は想定していない。
- ⑧ インバウンド観光や市産農産物等の海外輸出も見据え、英語版も作成すること。日本語版と同ページ、同レイアウトでよいが、必要に応じてレイアウト調整を行うこと。また、英訳及び英語（欧米豪で利用されているもの）を常用する人物によるネイティブチェックを行うこと。なお、市でも最終的なネイティブチェックを行う。
- ⑨ 最終的な内容や構成は、市及び監修者、受託者で協議の上決定する。

(3) 教材用データの作成

- ① 小学校5・6年生を対象とし、各児童のタブレットから使用することを想定し、ロイロノートの仕様に合わせ、(1)で制作するリーフレットの内容（日本語版のみ）をA4横サイズのレイアウトで作成すること。
- ② 児童が見やすいよう、写真の大きさや文字量、振り仮名等レイアウトを調節すること。ページ数は問わない。

(4) ロゴマーク及びキャッチコピーの作成

- ① 「にいがたふうど」というワードを用い、「新潟市の食文化」の普及啓発を実施していく。「にいがたふうど」を普及するための独自ロゴマーク及びわかりやすく魅力的なキャッチコピーを制作し、(2)及び(3)にも使用すること。
- ② ロゴマーク及びキャッチコピーは長期的な広報活動等に使用することを想定している。デザインは自社オリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。知的財産権に関して生じた問題について、市は一切の責任を負わない。
- ③ ロゴマーク及びキャッチコピーに関するコンセプトの説明を作成すること。
- ④ 採用作品の著作権をはじめ全ての権利は、市に帰属するものとする。

(5) その他

- ① 監修者との打合せ等の調整は受託者が行い、調整結果は市に共有すること。打合せは必要に応じて市が同行する。
- ② 監修者への謝礼等は考慮しなくてよいものとする。

- ③ 打合せ等に関する移動手段は受託者の負担とし、市は移動による事故等の責任についてこれを一切負わないものとする。
- ④ 完成までに 3 回以上の校正を行うものとする。校正の都度、修正済み原稿を市に提出すること。

6 納品

受託者は、以下のデータを作成し、新潟市農林水産部食と花の推進課へ令和 7 年 3 月 26 日（水）までに納入すること。

(1) PDF ファイル

- ・高解像度 PDF ファイル（印刷用）
見開きページ及び単一ページのファイルを納品すること。
- ・低解像度 PDF ファイル（ホームページ掲載用）
見開きページ及び単一ページのファイルを納品すること。
ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

(2) 各コンテンツデータ

作成した画像（写真を含む）、図表、イラスト等は単体で利用可能な JPEG 形式のファイルとして納品すること。

成果物	納品データ
(1) リーフレットデータ	PDF ファイル（見開き及び単一ページ）、 コンテンツデータ
(2) 教材用データ	PDF ファイル（単一ページ）、 コンテンツデータ
(3) ロゴマーク キャッチコピー	コンテンツデータ （ロゴマークのみ、キャッチコピーのみ、 ロゴマーク＋キャッチコピー）

7 想定スケジュール

業務内容	1 月			2 月			3 月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
(1) リーフレット		打合せ・内容協議【日本語版】作成			【英語版】英訳・レイアウト調整等			市のネイティブチェック	最終調整
(2) 教材用データ						レイアウト調整等			
(3) ロゴマーク キャッチコピー			提案・制作						

※実際の業務スケジュールは受託者決定後、市と協議の上決定すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 本事業を円滑に実施するため、市が必要と認めるときは、事業の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に市の承諾を得た場合、一部業務を受託者の責任において再委託できるものとする。
- (5) 本事業の実施にあたり作成した成果品の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有者は市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品等をいかに使用しても、第三者から権利の主張がない状態で納品すること。また、成果品は市が運営するウェブサイト等に随時使用又は複製できるものとする。
- (6) 作成した映像、デザイン、イラスト等は全て市に電子データにて納品し、本契約期間終了後においても市が自由に加工を行い、公表できるものとする。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案者等の内容から変更・修正する場合がある。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。
- (9) 業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。